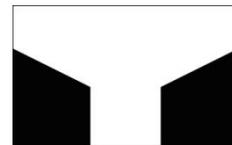


個人がタイで仕事をするための必須事項



タイではタイ国内産業保護を目的とした**外国人事業法**により、**外国人（企業）の経済活動**が厳しく制限されている。

タイ国籍を持たない個人が働くためには、労働許可証（ワークパーミット）の取得必須

労働許可証取得の条件（一般）

- ① B-ビザにて入国していること（タイ法人よる招聘必要：移民局管轄）
- ② 外国人1人あたり資本金200万バーツ以上（登記書類による証明）
- ③ 外国人1人あたりタイ国籍の従業員4人以上（社会保険事務局の証明）
- ④ 日本人の場合、月給が5万バーツ以上（税務申告書類による証明）

タイ側の受入法人が必須
タイに進出＝個人が仕事をすること
⇒条件を満たすには法人が必要



